

ID: 830

担当部署: 都市整備課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 清算金の徴収 | | |
| 法令名 根拠条項 | 土地区画整理法 第110条第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和29年法律第119号 | | |
| 【基準】 法第110条第1項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |